

ケアラー支援普及啓発業務委託 企画提案公募実施要領

ケアラー支援普及啓発業務（以下「本業務」という。）の委託に関し、十分な企画力及び実施力を備えた事業者から企画提案を募るものとする。この企画提案について、企画提案をしようとする者（以下「提案者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を「企画提案公募実施要領」（以下「実施要領」という。）として、次のとおり定める。

1 趣旨

2025 年に団塊の世代全てが 75 歳以上の後期高齢者となることから、介護を必要とする人の割合が急速に増加する見込みであり、多くの人が仕事と介護や子育てを両立していかなければならず、ケアラー（※1）やその家族の生活への影響も懸念されている。

令和 6 年度に県で実施したケアラー支援実態調査では、「ケアラーがケアラーである自認がない（家族でケアするのが当たり前だと思っている）」、「ケアを受けている方または、他の家族が望まないためにケアに必要なサービスを利用しない」など、ケアの問題を家族で抱えている実態が明らかになった。そのため、「ケアラーの存在・支援の重要性」を社会全体へ啓発することが必要である。

ケアラー支援普及啓発業務は、将来的なケアラーの負担軽減を図るため、近い内に介護に直面することが想定される人などのケアラー予備軍や現在切迫した状況にあるケアラーに向けた事前知識習得の必要性や心構えを促す動画等を作成し、普及啓発を行う。

（※1）ケアラーとは、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアすること。

（一般社団法人 日本ケアラー連盟から定義を引用）

2 業務概要

（1）業務名

ケアラー支援普及啓発業務

（2）業務内容

別添「ケアラー支援普及啓発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（3）委託料上限額

4, 6 4 2, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※委託業務に係る全ての経費を含む。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から企画提案審査の日までの間に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」または「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 直近2年間に国や地方公共団体の動画作成の実績を有していること。

4 企画提案に係る日程

企画提案公募公告	令和7年5月 9日（金）
公募実施要領に関する質問受付期限	令和7年5月16日（金）午後5時必着
公募実施要領に関する質問回答期限	令和7年5月20日（火）
参加申込書受付期限	令和7年5月22日（木）午後5時必着
企画提案書提出期限	令和7年6月 9日（月）午後5時必着
企画提案プレゼンテーション審査（予定）	令和7年6月12日（木）
審査結果通知、契約締結、事業着手	令和7年6月中旬以降

5 参加申込書の提出

- (1) 提出期間 令和7年5月9日（金）から5月22日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館2階
山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課 働き方改革推進担当
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着）とする。

(4) 提出書類 以下の①～⑦を各1部提出すること。

①参加申込書(様式第1号)

②誓約書(様式第2号)

③役員名簿(様式第3号)

④会社概要が把握可能な書類(会社パンフレットなど)

⑤全ての山梨県税(個人県民税・地方消費税を除く)に未納がない証明(県外事業者で、山梨県内に事業所を有しない場合は不要)

⑥消費税及び地方消費税に関する納税証明書(未納がない旨の証明)

⑦動画作成の実績が確認できる書類(動画の内容やデザイン等わかるよう記載すること)

(5) その他 郵送により(4)の提出書類を受け付けた場合には、事務局(12事務局(問い合わせ先)と同様。以下同じ。)から電話で確認の連絡を行うので、送付後2日以内(土曜・日曜日を除く)に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

6 企画提案に係る質問

(1) 受付期間 令和7年5月9日(金)から5月16日(金)午後5時まで。

(2) 提出先 山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課 働き方改革推進担当
電子メール hataraku@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 提出方法 電子メールとする。件名を「ケアラー支援普及啓発業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。

(4) 提出書類 質問票(様式第4号)

(5) 回答方法 令和7年5月20日(火)までに質問者へ電子メールで送付及びホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期間 令和7年5月23日(金)から6月9日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館2階
山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課 働き方改革推進担当

(3) 提出方法 持参又は郵送(提出期間内必着)とする。

(4) 提出書類

①企画提案書かがみ(様式第5号)

②企画提案書(任意様式)

③実績報告書(様式第6号)

④見積書(任意様式)

(5) 提案数 1社1件のみとする。

(6) 提出部数 6部(A4判) 正本1部、副本5部

※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとする。

(7) 作成にあたっての留意点

- ① 提出書類は原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。(A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。)
- ② (4) ②の企画提案書は両面印刷とする。(用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。)ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。
- ③ 表紙・目次(添付書類一覧表を含む)を付け、ページ下にはページ番号を符番すること。
- ④ 提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。

(8) 提出書類の内容

- ① 企画提案書には仕様書に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載すること。
- ② 仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ③ できる限り別添「ケアラー支援普及啓発業務委託に係る委託候補者選定の手順及び審査の基準」(以下「審査基準」という。)の項目に沿って企画提案書の作成とプレゼンテーションを行うこと。
また、特徴や利用者にとって有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、わかりやすく記載すること。
- ④ 見積書については次のとおりとする。
 - ア 見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。(取材・撮影費、デザイン費、印刷・製本費、旅費等)
 - イ 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を基準に契約の協議を行うので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。

(9) その他

- ① 郵送により企画提案書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内(土曜・日曜日を除く)に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。
- ② 提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

8 審査、選定方法等

(1) 審査会

企画提案審査は、審査基準に基づき、ケアラー支援普及啓発業務に係る企画提案審査会（以下、「審査会」という。）が行う。

（２）審査の実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションの機会を設けることとする。プレゼンテーションは企画提案書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に回答する形式で行うものとする。この際、企画提案書と関係のないことは説明できない。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

（３）選定方法

①審査会は、審査基準に基づき、企画提案ごとに審査委員の評価点を集計し、その評価点の合計が最も高い企画提案書を提出した提案者を委託先候補者として選定する。得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。なお、提案者が１社の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を委託先候補者として選定する。

②企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーション（２０分）と質疑応答（１０分）により行うが、提案者数によっては、時間を短縮する場合がある。また、企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は２名以内とする。

③審査会の日時及び場所等は、以下のとおり予定しているが、詳細は企画提案書提出者宛別途連絡をするものとする。

- ・実施日 令和７年６月１２日（木）（予定）
- ・実施時間 ８：３０～１７：００の間で実施
- ・実施場所 山梨県庁内

９ 審査結果の通知

（１）審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知するものとする。

（２）企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ②所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき
- ③同一人が２件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

１０ 契約の締結等

（１）８により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）

- ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
 - (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

1 1 その他

- (1) 参加申込書提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届出書(様式第7号)を事務局へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いは行わない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (4) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

1 2 事務局（問い合わせ先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館2階
山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課 働き方改革推進担当
電 話 055-223-1561
電子メール hataraku@pref.yamanashi.lg.jp

(別添)

ケアラー支援普及啓発業務委託に係る 委託候補者選定の手順及び審査の基準

1 選定の手順

(1) 審査委員による企画提案の審査

- 各項目の得点を合計したものを審査点とする。

(2) 委託候補者の選定

- 各審査委員の審査点を合計して総合点を算出し、得点の多い順に委託候補者として選定する。
- ただし、次のいずれかに該当する企画提案者は順位にかかわらず委託候補者としない。
 - ・審査委員の2名以上が評価点4点（配点5点の項目は2点）未満とした審査項目が1つ以上ある場合
 - ・審査委員の1名以上が審査点を50点未満とした場合
- 総合得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

2 審査基準

区分		評価項目	配点
1	実施計画や事業実施能力・体制 (10)	① 実施手順が効率的であり、実施スケジュールに実現性があるか。	5
		② 本業務を実行する経営体力があり、コンプライアンスや情報管理を的確に行い、本事業を確実に効果的に実施する体制を備えているか。 (動画作成、チラシ等のデザイン提案)	5
2	動画の作成・配信 (30)	③ 各ターゲットに沿った動画内容等が提案され、視聴者が介護に対する事前知識などについて即座に調べたい、またケアラー支援ポータルサイトをすぐに活用したい提案となっているか。	10
3		④ より多くのターゲットに視聴してもらえる企画・運用が提案されているか。 (配信時期等は検討されているか)	10
		⑤ 効果的な広告とするための工夫がされているか。 (導入する広告の種類や手法・想定視聴数等の目標設定は妥当か)	10
4	デジタルサイネージなどの放映 (15)	⑥ より多くのターゲットに視聴してもらえるよう作成した動画などを有効に活用する手段が提案されているか。	5
		⑦ より多くのターゲットに見てもらえるよう、提案する放映先や関係団体は有効か	10
5	啓発チラシの作成 (20)	⑧ 介護に対する事前知識などについて調べたい、やまなしケアラー支援ポータルサイトを利用したい、またケアラーである自認がない人でも手に取りたいチラシ内容となっているか。	10
		⑨ 思わず手にとってしまう魅力的で、印象に残るチラシデザインとなっているか。	10
5	KPIの設定 (10)	⑩ KPIの設定は適切か	10
6	その他 (5)	⑪ その他の追加提案がされているか。	5
7	価格点 (10)	⑫ 10点×参加者中の最低見積額/参加者の見積額 ※小数点以下第1位を四捨五入	10
合計			100

各評価項目の評価点は次を目安に評価する。

	<5点満点>	<10点満点>
・非常に優れている／非常に期待できる	5点	10～9点
・優れている／期待できる	4点	8～7点
・委託先として望ましい水準	3点	6～5点
・やや劣る／あまり期待できない	2点	4～3点
・要求水準を明らかに満たしていない	1点	2～1点
・提案がなされていない	0点	0点